

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更における次期目標量の考え方について (案)

< I. 前提 >

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の上位法である循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）に基づき、平成 25 年に第 3 次循環型社会形成推進基本計画（以下「第 3 次循環基本計画」という。）が策定されている。
- 第 3 次循環基本計画においては、平成 32 年度を目標年次として、資源生産性、循環利用率、最終処分量の目標が定められているところであり、当該目標を設定するため、平成 32 年度における廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量の推計値についてもその過程で用いられている。
- 廃棄物処理法が循環基本法の個別法であり、循環基本法第 16 条第 2 項において「環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画以外の国の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環型社会形成推進基本計画を基本とする」と定められていることから、今般の廃棄物処理法に基づく基本方針（以下「基本方針」という。）の変更にあっても、第 3 次循環基本計画を基本として行う必要がある。
- こうしたことから、基本方針の次期目標量についても、現行目標量の達成状況も踏まえながら、第 3 次循環基本計画の目標及び目標設定のために用いられた考え方との整合性に配慮しつつ設定する。
- この際、第 3 次循環基本計画が策定された平成 25 年から 2 年が経過していることも踏まえ、より実態に即した目標量となるよう、第 3 次循環基本計画策定にあたって用いた平成 32 年度の廃棄物の排出量等の推計値について、改めて精査を行うこととする。

< II. 第3次循環基本計画策定時における考え方 >

- 第3次循環基本計画策定時に推計した平成32年度の廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量は、表1のとおりである。

表1 第3次循環基本計画策定時の平成32年度推計値

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	約40(百万トン)	約394(百万トン)
再生利用率	約27(%)	約57(%)
最終処分量	約4.0(百万トン)	約13(百万トン)

- これらの値は、人口やGDPの将来推計を踏まえ、廃棄物の種類ごとに、平成22年度までの実績と、循環型社会形成に向けて最終処分率や再生利用率に今後一定程度の進展が見込まれることを考慮して算出した。
- 具体的には、以下のような前提に立って算出を行った。
 - ・ 排出量：一般廃棄物は、平成22年度までの実績値を踏まえ、将来人口予測と廃棄物の種類ごとの一人当たり排出量の将来予測値から推計し、平成32年度までに排出量が一定程度削減されるものと見込み、平成32年度目標を設定。産業廃棄物は、GDP等の経済的なトレンドも踏まえた廃棄物の種類ごとの排出量の推計を行い、平成32年度目標を設定。
 - ・ 最終処分量：廃棄物の排出量の推計値に対して、最終処分率が一定程度削減されるものと見込んで最終処分量を推計し、平成32年度目標を設定。
 - ・ 再生利用率：廃棄物の排出量の推計値と再生利用の進展度合を考慮した将来予測値から、廃棄物の種類ごとの再生利用量を推計し、平成32年度目標を設定。

<Ⅲ. 廃棄物処理法に基づく基本方針の変更に当たっての目標量の考え方>

1. 廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量の目標量について

- 第3次循環基本計画の目標及び目標設定のために用いられた考え方との整合性に配慮しつつ、廃棄物処理法に基づく基本方針における次期目標量（平成32年度）を表2のように定める。

表2 廃棄物の減量化の目標量（平成32年度）

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	約12%削減 (平成24年度比)	増加を約3%に抑制 (平成24年度比)
再生利用率	約21%(平成24年度)から 約27%に増加させる	約55%(平成24年度)から 約56%に増加させる
最終処分量	約14%削減 (平成24年度比)	約1%削減 (平成24年度比)

- 当該目標量について、考え方は以下のとおり。

<一般廃棄物>

- 一般廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量の実績値（平成24年度）はそれぞれ約4,523万トン、約21%、約465万トンであり、平成24年度時点で排出量及び最終処分量は基本方針の現行目標量（平成27年度目標）を達成しているが、再生利用率はまだ達成していない状況である（表3）。

表3 一般廃棄物の現状（平成24年度）

	実績値（平成24年度）	現行目標量（平成27年度）
排出量	約4,523万トン (平成19年度比約11%削減)	約4,828万トン (平成19年度比約5%削減)
再生利用率	約21%	約25%
最終処分量	約465万トン (平成19年度比約27%削減)	約495万トン (平成19年度比約22%削減)

- 基本方針の次期目標量（平成32年度目標）の設定にあたって、平成24年度までの一般廃棄物の排出量データを用いて、第3次循環基本計画策定時の平成32年度推計値の検証を行った。具体的には、平成24年度までの一般廃棄物のデータに基づいてトレンド分析により平成32年度の排出量の推計を行った。

その結果、平成32年度の推計値は、排出量が約36百万トン、再生利用率は約22%、最終処分量は約3.9百万トンとなり、第3次循環基本計画策定時の平成32年度推計値に対して、排出量及び最終処分量は概ね達成するペース、

再生利用率は達成しないペースで推移していることが確認された。

- こうした状況を踏まえ、基本方針の次期目標量については、以下のとおり設定することとする。
 - ・再生利用率については、平成 24 年度までの実績データを踏まえると第 3 次循環基本計画策定時の平成 32 年度推計値の達成は厳しい状況であるが、再生利用率を向上させるための施策を更に推進することにより、第 3 次循環基本計画策定時の平成 32 年度推計値である約 27%の達成を目指す。
 - ・排出量、最終処分量については、第 3 次循環基本計画の平成 32 年度推計値である約 40 百万トン、約 4 百万トン为目标量として採用し、その着実な達成を目指す。
- 再生利用率の向上に向けて、排出量（＝再生利用率の分母）削減と再生利用量（＝再生利用率の分子）増加のための施策を推進することとする。具体的には、排出量を削減させる施策として、厨芥類削減やごみ有料化の更なる推進、粗大ごみのリユース促進等を行う。また、再生利用量を増加させる施策として、紙類・厨芥類・プラスチック等の再生利用、紙類・厨芥類等のメタン化等の更なる推進を行う。

<産業廃棄物>

- 産業廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量の実績値（平成 24 年度）はそれぞれ約 379 百万トン、約 55%、約 13 百万トンであり、平成 24 年度時点で排出量、再生利用率、最終処分量は、現行目標量（平成 27 年度）を達成している状況である（表 4）。

表 4 産業廃棄物の現状（平成 24 年度）

	実績値	現行目標量
	平成 24 年度	平成 27 年度
排出量	約 379 百万トン (平成 19 年度比約 10%削減)	約 423 百万トン (平成 19 年度比で増加を約 1%に抑制)
再生利用率	約 55%	約 53%
最終処分量	約 13 百万トン (平成 19 年度比約 35%削減)	約 18 百万トン (平成 19 年度比約 12%削減)

- 次期目標量については、第 3 次循環基本計画策定時の推計値について、その後の社会・経済情勢を踏まえて精査を行った。具体的には、①平成 24 年度までの統計データを用いて、循環基本計画と同じ手法で推計値を再試算するとともに、②平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックや今後整備が進められる中央リニア新幹線等の大規模開発やインフラ整備により誘発される廃棄物の排出量について将来推計の概算を行い、循環基本計画の推計値に与える影響について検証を行った。
- 検証の結果、①に関して、平成 24 年度までの統計データに基づいて改めて

試算したところ、排出量は約 390 百万トン、再生利用率は約 56%、最終処分量は約 13 百万トンとなった。

- ②に関して、誘発される産業廃棄物（主に建設廃棄物）の排出量は、今後のインフラ整備や経済波及効果などから試算したところ、総量で約 300～500 万トン程度と推定され、平成 32 年度単年度では約 30～50 万トン程度と推定された。
- また、②に関して、誘発される産業廃棄物の再生利用率及び最終処分量は、国土交通省が策定した建設リサイクル推進計画 2014 において、平成 30 年度で再生利用率が約 96%を目標としていることを踏まえ、平成 32 年度においても同様の水準と仮定し、全体の再生利用率及び最終処分量を算定した。
- こうした検討結果を踏まえ、次期目標量については、最新の産業廃棄物の排出動向を考慮し、排出量、再生利用率、最終処分量をそれぞれ、約 390 百万トン（平成 24 年度比で増加を 3%以内に抑制する）、約 56%（平成 24 年度から約 1%増加）、13 百万トン（平成 24 年度比約 1%削減）と設定することとする。

2. その他の目標について

(1) 廃棄物エネルギー利用の観点からの目標について

- 焼却に伴う廃棄物エネルギーの利用を更に推進する観点から、一般廃棄物処理の施設整備に関して、「焼却された一般廃棄物量のうち発電設備が設置された焼却施設で処理されるものの割合」を新たな目標に掲げ、中長期的には焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進する。
- 現状（平成 24 年度）において、焼却された一般廃棄物量のうち約 79%が熱回収可能な焼却施設で処理されており、同約 66%が発電設備の設置された焼却施設で処理されている。
- これに対し、平成 32 年度において、焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約 69%に増加させることを目標とする。

(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量に係る目標量について

- 第3次循環基本計画においては、取組指標の1つとして、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を設定しており、当該指標の平成 32 年度目標として、「平成 12 年度比約 25%減」（＝1人1日当たり約 500 グラム）という目標を掲げている。
- 基本方針においても、国民にとって身近な指標や目標量を設けることは意義があることから、基本方針の次期目標量（平成 32 年度目標）において、第3次循環基本計画で設定した目標を踏襲し、1人1日当たりの家庭系ごみ排

出量として 500 グラムという目標量を新たに設定することとする。

(3) 減量化の目標量の達成に資する取組目標

- 一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標量の達成に資するため、特に各種リサイクル法の取組とあわせて、廃棄物処理法に基づく取組が不可欠なものについて、新たに取組目標を追加する。
- 具体的には次のとおり。
 - ・家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数：
43 市町村（平成 25 年度）→200 市町村（平成 30 年度）
 - ・家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合：
約 59%（平成 25 年度）→100%（平成 30 年度）
 - ・使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合：
約 43%（平成 25 年度）→80%（平成 30 年度）
- 上記の基準年度、目標年度については、以下の理由で設定している。
 - ・「家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数」については、現状把握されている実績値の最新年度（平成 25 年度）を基準年度とし、目標年度については、平成 26 年 10 月から 5 年後を目処に、食品リサイクル法の施行状況の点検を行うこととなっているため、これを見据えて平成 30 年度としている。
 - ・「家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合」については、家電リサイクル法の基本方針への回収率目標規定時に、回収率を把握していた最新年度（平成 25 年度）を基準年度とし、目標年度については、回収率目標の目標年度である平成 30 年度としている。
 - ・「使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合」については、小型家電リサイクル法の施行年（平成 25 年度）を基準年度とし、目標年度については、そこから 5 年後の平成 30 年度としている。

<IV. 次々期目標量策定に当たっての課題>

- I. ～III. において述べたとおり、今回の基本方針上の目標量は、第 3 次循環基本計画策定時の推計値との整合性に配慮しつつ、その後のデータを加味して、同様の考え方で設定を行ったものである。
- その考え方は、II. において述べたとおり、人口や GDP の将来推計を踏まえ、廃棄物の種類ごとに、今後の最終処分率や再生利用率の一定程度の進展を仮定して算出したものであり、各種施策の効果を具体的に見込んだものとはなっていない。

- 一方で、目標量に関しては、より実態に即したものとする観点や、実効性を確保する観点から、各種施策の効果との関係性をより意識しつつ策定することが望ましい。
- したがって、次々期の基本方針（平成 32 年度策定見込み）の目標量に関しては、各種施策との効果との関係性をより意識しつつ策定することとする。そのためには、その基本となる第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年度策定見込み）について、その目標策定のため、廃棄物の排出量等に関して推計を行う際には、同様に、各種施策の効果との関係性をより意識しつつ策定することとする。

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更における非常災害に係る記述 及び前回変更からの情勢変化を踏まえた主な変更点について（案）

< I. 背景 >

- 第 189 回国会において成立・公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」により、基本方針に規定する事項に、非常災害時に関する事項が追加されている。
- 前回変更（平成 22 年）以降、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の更なる進展、第 3 次循環基本計画の策定等、廃棄物処理を取り巻く情勢は変化している。
- これらを踏まえ、基本方針に所要の変更を行う必要がある。

< II. 非常災害時に関する事項について >

- 法改正に伴い、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等についての事項を基本方針に追加することとなり、その内容として盛り込むべき事項については、別途「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」における審議を経て整理を行った。
- 具体的には、以下の事項について追記。その内容については、資料 1 - 3「五」参照。
 - ・ 施策の基本的考え方
 - ・ 災害廃棄物対策に係る各主体の役割
 - ・ 災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用
 - ・ 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

< III. 廃棄物処理を取り巻く情勢の変化への具体的対応について >

- 前回変更（平成 22 年）からの廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、以下のとおり具体的に対応する。

① 第 3 次循環基本計画の策定

…廃棄物処理法に基づく基本方針は、循環基本計画を基本とするものであるところ、目標量以外においても、第 3 次循環基本計画で新たに盛り込まれた内容を必要に応じて反映させる。

主な対応
○ 基本的な方向に、以下の点を追記。 <ul style="list-style-type: none">・ 2R（リデュース・リユース）の取組が遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えない状況。

- ・東日本大震災等を契機に国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要がある。
 - ・地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の特性等に着目し、循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要。
- 地方公共団体の役割に、地域循環圏の形成に努めることを追記。

②各種リサイクル制度の進展等を踏まえた対応

…小型家電リサイクル法の制定や、施行状況の点検を行った食品リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法について、適宜新たな内容を盛り込む。

主な対応
○国民の役割、事業者の役割として、食品ロスの削減に資する購買行動に努める等の記述を追記。
○地方公共団体の役割として、以下の点を追記。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル制度に基づく広域的取組について積極的に後押し。 ・食品循環資源の再生利用等に関し、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について市町村が定める一般廃棄物処理計画に適切に位置付けるよう努める。 ・家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品、使用済小型電子機器等について地域の実情に応じた回収体制の構築等に努める。
○一般廃棄物の処理体制の確保として、以下の点を追記。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が、一般廃棄物の組成を把握した上で適切な処理体制を整備。 ・食品循環資源に関し排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、民間事業者の活用も考慮の上、適切な選択肢を設けることが必要。
○一般廃棄物処理施設の整備の目標として、食品循環資源の再生に係る施設について、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者に更なる再生利用の取組が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう処理能力の向上に取り組む旨を追記。

…各種リサイクル法の下での取組とあわせて、廃棄物処理法に基づく取組が不可欠なもの（食品ロス削減・食品リサイクル推進、家電四品目の義務外品（家電リサイクル法上小売業者による回収義務の対象外となっている廃家電）の取扱いなど）についての内容を盛り込む。

主な対応
<p>○廃棄物の減量化の目標量達成のための取組目標として、以下を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系食品ロスの排出量を把握している市町村数： 43市町村（平成25年度）→200市町村（平成30年度） ・家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合： 約59%（平成25年度）→100%（平成30年度） ・使用済小型電子機器の再生のための回収を行っている市町村の割合： 約43%（平成25年度）→80%（平成30年度）

③廃棄物処理法改正等に関連する対応

…平成22年の廃棄物処理法改正に基づく平成23年の優良産廃処理業者認定制度の施行を踏まえ、同制度に関する内容を新たに盛り込む。

主な対応
<p>○グリーン契約法に基づく施策について円滑な実施を図る旨追記。 ○優良産廃処理業者認定制度の普及、優良産廃処理業者の情報発信を図る旨追記。</p>

…電子マニフェストの普及促進を図る旨の内容を追記。

主な対応
<p>○産業廃棄物の処理体制に関して、電子マニフェストの普及について、その利点（偽造がしにくい、透明化・監視体制の合理化・不法投棄等の原因究明の迅速化等）にも言及しつつ追記。</p>

④水銀廃棄物対策

…水銀に関する水俣条約を受け、水銀廃棄物対策に関する内容を新たに盛り込む。

主な対応
<p>○地方公共団体の役割として、水銀廃棄物の回収体制の構築や、住民に対する周知徹底を追記。 ○国の役割として、以下の点を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀廃棄物の適正回収促進のためのガイドラインの策定等。 ・市町村及び事業者団体等と連携した回収の枠組みの構築を図る。 ・関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、その長期的な管理の徹底を図る。

⑤PCB 廃棄物対策

…PCB 廃棄物処理基本計画の改定（平成 26 年 6 月）を踏まえ、記載内容の修正等を行うものとする。

主な対応
○国の役割として、処理期限内に処理が一日でも早く完了するために必要な措置（未処理の PCB 廃棄物を網羅的に把握する、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対し計画的な処理の必要性を周知徹底する等）を講じる旨追記。

⑥循環型社会と低炭素社会の統合的実現

…日本の約束草案が決定され、その達成に向け、廃棄物分野においても取組を更に強化する必要があることや、新たなエネルギー基本計画において、再生可能エネルギー熱の導入拡大に向け、廃棄物処理における熱回収を地域特性等に応じて進めていくことも重要であるとされたことを踏まえ、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取組を充実させる。

主な対応
○基本的な方向、国の役割、廃棄物処理施設の整備に関して、エネルギー源としての廃棄物の有効利用、廃棄物エネルギーの地域での利活用促進、廃棄物焼却施設で回収したエネルギーの地域への還元等を追記。
○一般廃棄物処理施設の整備の目標として、以下の点を追記。
・中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進。
・焼却された一般廃棄物量のうち熱回収可能な施設で処理されたものの量の割合（平成 24 年度：約 79%）。
・発電設備の設置された焼却施設で処理されたものの割合（平成 24 年度：約 66%）及び平成 32 年度における目標（平成 32 年度：約 69%）。

⑦廃棄物処理施設の効率的な整備

…再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理の広域化に加え、廃棄物処理施設と他の静脈系インフラの連携等に係る内容を盛り込む。また、持続的な汚水処理システムの構築に向けて、都道府県構想に基づく浄化槽整備の計画的な実施及び単独転換を促進する旨を追記。

主な対応
○地方公共団体の役割として、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築に努める旨追記。
○一般廃棄物処理施設整備に関し、施設間の連携や他のインフラとの連携を含めた既存施設の有効活用等を図る旨追記。
○持続的な汚水処理システムの構築に向け、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づく浄化槽整備の計画的な実施を促進するとともに、単独処理浄化槽の転換を促進する旨を追記。

⑧技術開発及び調査研究の推進

…新たに環境研究・環境技術開発の推進戦略が策定されたことを踏まえつつ、先進的・先導的な廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の進展を反映させる。

主な対応
○技術開発及び調査研究の推進に関し、以下の点を追記。 <ul style="list-style-type: none">・低炭素社会との統合の観点から、低炭素な再生技術や廃棄物のエネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用について、先進的・先導的な技術開発及び調査研究をより一層推進。・技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（答申）」も踏まえ、戦略的に実施。・小型家電リサイクルについて、国内や海外の高度な技術を国内の認定事業者間で共有化する等、廃棄物に係る各種の情報を提供するためのシステム等の開発を進めることが必要。

⑨地域社会への貢献についても、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組が求められていることを踏まえ、基本的方向の中に追記。

主な対応
○基本的方向において、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する旨追記。

⑩社会情勢の変化を踏まえた人材育成の重要性についても追記。

主な対応
○地方公共団体の役割として、災害時の対応を含め、適正な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める旨追記。
○その他必要な事項のうち、知識の普及等に係る箇所、各主体における人材育成を図っていく旨を追記。

⑪各主体の役割

…廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、各主体の役割について、内容の充実等を図る。

主な対応
○①～⑩までに記載したことの他、都道府県が廃棄物処理の広域化等に関し、管下の市町村等の関係機関との調整の推進に努めること等を追記。